

## 別 紙

別紙1 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

別紙2 「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督  
実施状況等

## 「過重労働重点監督月間」における「重点監督」実施状況

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

## ○ 「重点監督」実施状況

「過重労働重点監督月間」中、5,111 事業場に対し重点監督を実施し、4,189 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 2,241 事業場、賃金不払残業があったものが 1,221 事業場であった。

表1 「重点監督」実施件数等

業種	事項	重点監督実施 事業場数 (注1)	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払残業 (注3)	健康障害防止 対策(注4)
合計		5,111 (100.0%)	4,189 (82.0%)	2,241 (43.8%)	1,221 (23.9%)	71 (1.4%)
主な業種	製造業	1,501(29.4%)	1,222	647	233	39
	建設業	208(4.1%)	164	88	77	1
	運輸交通業	574(11.2%)	491	326	105	3
	商業	987(19.3%)	821	428	321	4
	金融・広告業	106(2.1%)	80	36	34	1
	教育・研究業	147(2.9%)	118	65	35	3
	保健衛生業	506(9.9%)	423	171	127	6
	接客娯楽業	381(7.5%)	335	198	141	2
	その他の事業	515(10.1%)	396	218	112	10

(注1) 主な業種は重点監督実施事業場数が100を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注4) 労働安全衛生法第18条違反〔労働安全衛生規則第22条(衛生委員会において、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

※ 重点監督については、9月1日に実施した無料電話相談も含め、数多く寄せられた情報の中から、過重労働の問題があることについて、より深刻・詳細な情報のあった事業場を優先して監督の対象としているため、何らかの労働基準関係法令違反があった事業場の比率が82.0%（平成24年の定期監督等における比率は68.4%）、労働時間の違反のあった事業場の比率が43.8%（同21.4%）と高くなっている。

表1-2 「過重労働重点監督」のうち、離職率を勘案し監督対象を選定したもの

業種	事項	重点監督実施 事業場数	何らかの労働基 準関係法令違反 があった事業場 数	違反事項		
				労働時間 (注2)	賃金不払 残業 (注3)	健康障害 防止対策 (注4)
合計		122(100.0%)	105(86.1%)	55(45.1%)	21(17.2%)	2(1.6%)
主な業種	製造業	2(1.6%)	2	1	0	0
	建設業	2(1.6%)	2	1	0	0
	商業	44(36.1%)	38	21	10	1
	金融・広告業	6(4.9%)	5	4	0	0
	通信業	1(0.8%)	1	0	0	0
	教育・研究業	13(10.7%)	11	7	0	0
	保健衛生業	1(0.8%)	0	0	0	0
	接客娯楽業	9(7.4%)	8	5	2	1
	その他の事業	44(36.1%)	38	16	9	0

(注1) 主な業種は、重点監督実施事業場数が0のものは計上していない。

(注2) から(注4)については、表1に同じ。

## 2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 1,120 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表 2 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	面接指導等の実施（注 2）	衛生委員会等における調査審議の実施（注 3）	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注 4）
1,120	648	590	362

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）2 ないし 6 月で平均 80 時間を超える時間外労働を行っている労働者又は 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注 3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時 50 人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時 50 人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第 23 条の 2 に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注 4）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間適正把握に係る指導

重点監督実施事業場のうち 1,208 事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 4-1 参照）に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

表 3 労働時間適正把握に係る指導状況

指導事業場数	始業・終業時刻の確認・記録（基準 2 (1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（基準 2 (5)）	労使協議組織の活用（基準 2 (6)）
		自己申告制の説明（基準 2 (3)ア）	実態調査の実施（基準 2 (3)イ）	適正な申告の阻害要因の排除（基準 2 (3)ウ）		
1,208	735	183	361	96	90	11

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

（注 2）各項目のかつこ内は、それぞれの指導項目が、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（参考資料 4-1）のどの項目に基づくものであるかを示している。

## 3 重点監督において把握した実態

### ○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

重点監督実施時に時間外・休日労働時間が最長の者を確認したところ、1,230 事業場で 1 か月 80 時間を超えており、そのうち 730 事業場で 1 か月 100 時間を超えていた。

表 4 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

把握していない	時間外労働なし	1 月当たり 45 時間以下	1 月当たり 45 時間超え 80 時間以下	1 月当たり 80 時間超え 100 時間以下	1 月当たり 100 時間超え
17	348	2,225	1,291	500	730

## 「過重労働重点監督月間」における申告受理・申告監督実施状況等

## ○ 申告受理・申告監督実施状況

「過重労働重点監督月間」中に、2,495 件の申告を受理した。

また、重点監督以外にも、「過重労働重点監督月間」中に、2,094 事業場に対して申告監督を実施し、1,491 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。

表5 申告受理・申告監督実施状況

業種 事項	申告受理 件数	申告監督 実施事業場数 (注1)	何らかの労働 基準関係法令 違反があった 事業場数	違反事項			
				労働時間 (注2)	割増賃金 (注3)	賃金不払 (注4)	解雇 (注5)
合計	2,495 (100.0%)	2,094	1,491 (71.2%)	77 (3.7%)	348 (16.6%)	954 (45.6%)	176 (8.4%)
製造業	282(11.3%)	237	184	16	45	110	26
鉱業	1(0.04%)	3	2	0	0	0	2
建設業	404(16.2%)	301	211	3	26	170	21
運輸交通業	220(8.8%)	203	154	14	47	81	12
貨物取扱業	13(0.5%)	8	7	0	1	3	1
農林業	23(0.9%)	19	17	0	0	12	4
畜産・水産業	9(0.4%)	8	4	0	0	3	0
商業	452(18.1%)	387	275	15	67	168	47
金融・広告業	48(1.9%)	44	34	1	4	29	2
映画・演劇業	2(0.08%)	4	4	0	1	3	1
通信業	8(0.3%)	4	2	0	1	1	0
教育・研究業	53(2.1%)	40	28	3	8	18	2
保健衛生業	180(7.2%)	153	108	9	35	54	19
接客娯楽業	393(15.8%)	353	251	6	67	178	20
清掃・と畜業	76(3.0%)	61	40	3	12	22	5
官公署	2(0.08%)	2	1	0	0	1	0
その他の事業	329(13.2%)	267	169	7	34	101	14

(注1) 9月に申告監督を実施した事業場数であり、申告受理件数の内数ではない。

(注2) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注3) 労働基準法第37条(割増賃金)違反を計上している。

(注4) 労働基準法第24条及び最低賃金法第4条違反件数を計上している。

(注5) 労働基準法第19条違反〔解雇してはならない期間(業務上疾病の療養中等)に解雇したもの。〕及び労働基準法第20条違反〔解雇するに当たり、少なくとも30日以上前に予告をしていないものや、予告期間が30日に満たない場合で解雇予告手当を支払っていないもの。〕を計上している。